



ひだか 商工会だより

平成 27 年 10 月 31 日 (第 95 号)

いよいよ始まる「経営発達支援事業」

国の方針として、小規模事業者を対象に経営に関する支援を商工会が全面的に行うこととなりました。全国の企業のうち、中小企業は九十九%を占め、さらに小規模事業者はその八十六%になっています。衰退する小規模事業者を元気にするため、商工会が中心となって支援していくことが求められています。

《なぜ始まったのか?》

商工会では「経営改善普及事業」を永年実施してきましたが、近年は小規模事業者の開廃業率が低下し、その多くは中小企業で、特に地方では小規模事業者の廃業が増加しています。

このままでは、中小企業者及び小規模事業者が衰退し、さらに日本経済に大きな影響があることから、国は法律を作って支援することとしました。小規模事業者の「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を



事業者の需要を見据えた事業
計画に基づく経営等の支援を行っ
ていきます。①経営資源の内容、

財務内容等の経営の状況分析②事業計画の策定・実施に係る指導及び助言③需要の動向、地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供④広報、商談会、展示会、即売会等の需要開拓に寄与する事業を行います。

この一連の事業を「経営発達支援事業」といいます。

《具体的には?》

経営発達の支援を希望する小規模事業者に対して、まずは企業分析を行い、企業の特徴や強み・課題を抽出して経営計画を策定します。

また、補助金や助成金等の運用、資金調達についても支援の対象となり、必要であれば、中小企業診断士からの助言や指導を受けることもできます。さらに確実に成果が得られるよう小規模事業者と指

《支援の仕組み》

基本原則とした「小規模企業振興基本法」です。
そこで、法律に基づき事業を実施するに当たって、小規模事業者と密接な関係にある商工会にゆだねられました。従来の「経営改善普及事業」に加えて「経営発達支援事業」を実施することになりました。

経営発達支援事業を行うには商工会が経営発達支援計画を国に提出し、認定を受ける必要があります。(当会は申請中)

認定を受けた商工会は、小規模

導員との伴走型によるサポートを充実していきます。

企業によって支援内容は変わりますが、最終的には販路開拓等により集客力を上げ、新商品・新製品の開発による新規顧客の増加を図って、売上の向上と利益の増加を図っていくことが目的です。

《職員に声をかけてください》

平成二十七年度は、一部の支援事業を実施しますが、本格的には平成二十八年度から実施していきます。まずは職員に声をかけてください。



に源泉徴収した税額と、その過不足額を清算する手続きで、給与の

源泉徴収の総決算ともいうものです。

年末調整の事務処理など

詳しくは商工

会までお問い合わせください。

お問合せ先

本所 ☎ 01456・2・63001
支所 ☎ 01457・6・2106



満点が無くなる??

ひだかカード会より

ひだかカード会（会長原正裕）

では、昨年四月から発行されたカードのポイントに有効期限があり、期日まで使用するよう呼びかけています。

ひだかカードは加盟店で買い物をする時、百円につき一ポイント付与されます。(二百円で一ポイント

もあり)百ポイント貯まると満点となり、百円分を加盟店で使用することができます。

満点ポイントには、有効期限があり、昨年四月から今年三月までに満点になったポイントは、来年の三月三十一日に自動的に無くなってしまう。(失効)

失効となる満点ポイントは、シートの下に表示されていますので、期日まで使うよう呼びかけています。

なお、カードにはポイントなどが表示されませんので、お買い物をしたときや満点ポイントを使用した時に発行されるシートで確認ください。

最低賃金変わっています

十月八日から

最低賃金が変わっています。

地域別最低賃



金は、北海道内の全産業で使用される労働者に適用されます。

一時間当たりの最低賃金七百六十四円。(産業別は除く)

● 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、一か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

● 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

● 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には高い額の最低賃金が適用されます。

マイナンバー制度

この度、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（マイナンバー法）」が、平成二十八年一月一日に施行されることにより、住民票を

今年も年末調整の時期が来ました。
「年末調整」は、給与の支払いを受ける人の一人一人について毎月の給与や賞与などの支払いの際

有する全員に固有の番号（マイナンバー）が番付されます。

マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続きで利用されることとなっています。具体的には、税務関係、社会保障関係の書類において、マイナンバーの記入が求められる、全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーに収集・把握や書類への記載などが義務化されます。

一「マイナンバー制度への事業者の対応に関する情報」について

中小企業施策を紹介するウェブサイト「ミラサポ」にマイナンバー

マイナンバーがはじまります。事業者の皆さまも、準備が必要です。

国民一人ひとりが持つマイナンバー（12桁の個人番号）の開始に向けて、従業員などのマイナンバー管理の準備をお願いします。

マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で必要になります。

制度が始まるまでに、準備をお願いします。		
マイナンバーに対応した人事的なシステム開発や改修	マイナンバーを適正に扱うための従業員研修や社内統括づくり	マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討

マイナンバーは、小規模な事業者であっても取り扱う必要があります。法律で定められた目的以外での利用、他人への提供が禁じられています。

マイナンバーに関する事業者向け「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」も掲載しています。【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン】

マイナンバー-検索お問い合わせセンター
0570-20-0178

個人に個人番号が通知される。個人に個人番号が通知されたら、個人番号カードの申請やマイナンバー通知カードの受け取りなどを行う必要があります。マイナンバー（個人番号）は、個人番号カード（マイナンバーカード）の発行によって初めて個人番号が通知されます。個人番号カードの申請やマイナンバー通知カードの受け取りについては、マイナンバー制度の運用に関するお問い合わせセンター（0570-20-0178）をご覧ください。



一特設ページを設置しました。マイナン

バー制度に関する事業者の対応に詳しい弁護士などへの有識者インタビューを行い、制度のポイントを解説していますので、是非ご活用ください。

二「通知カード」の受け取りに係る周知徹底について

十月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」の住民への郵送が始まります。従業員のマイナンバーの収集に際し、従業員が自身のマイナンバーを把握していることが重要になりますので、会員企業の皆様におかれましては、通知カードの受け取りについて、従業員への周知徹底をお願いしま

ミラサポURL <https://www.mirasapo.jp/>
特設ページ <https://www.mirasapo.jp/mynumber/index.html>

す。

中退共からのお知らせ

中小企業退職金共済事業本部で

は、国が行っている中小企業退職金制度（中退共）の加入を呼びかけています。

退職金は、使用する労働者に対して、毎月掛け金を積んで従業員が退職した時に直接退職金を支払う制度です。

加入条件として、小売業では従業員が五十人以下、資本金等が五千万円以下。サービス業では従業員が百人以下、資本金等が五千万円以下の事業所であれば加入できます。原則従業員は全員加入となりますが、期間を定め雇われる従業員は加入させなくてもよいことになっています。

掛金は月々五千円から三

万円まで、全額事業主負担とな

ります。また、初めて中退共制度に加入する事業主に掛金月額の半分が年間助成されます。（一人五千円限度）

掛金は、法人企業では損金扱い、個人企業の場合は必要経費として認められ、全額非課税となります。詳しくは、商工会または中小企業退職金共済本部HPをご覧ください。

中退共 中小企業の退職金 国の制度が サポートします。

中小企業退職金共済制度なら、掛金の一部が助成します。掛金は全額非課税。手数料も不要です。社外積立型なので管理が簡単です。パートタイマーさんも加入できます。



お気軽にお問い合わせください
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、

共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

事業資金等の貸付制度が利用できます。
(担保・保証人は不要) 地震、台風、火災等の災害時にも貸付を受けられます。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。
受け取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。

掛金は毎月
1,000円~70,000円の範囲内で自由に選べ、
全額所得控除となります。

個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

小規模企業共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

加入資格

常時使用する従業員が二十人（商業とサービス業（宿泊業、娯楽業を除く）では五人）以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

掛金について

掛金月額は、千円から七万円までの範囲（500円刻み）で自由に選べます。掛金は税法上、全額が「小規模企業共

済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。

共済金について

個人事業を廃業したり、会社等の役員を退任した場合などに、事由に応じて共済金（解約手当金）が支払われます。

掛金納付月数の通算

共済金等の請求事由が生じても、一定の条件を満たせば、共済金等を請求せずにこれまでの共済契約を継続することができます。共済契約者自身が継続する同一人通算と、配偶者または子が引き継ぐ承継通算があります。

契約者貸付制度について

共済契約者は、払い込んだ掛金合計額の範囲内で、事業資金などの貸付け（担保・保

証人不要）が受けられます。⁴

制度の沿革

本制度は、昭和四十年十二月に発足した後も数次にわたる改正が行われ、契約者貸付制度の創設や掛金月額の上限の引上げなど、制度の内容が拡充されてきました。

共済資産の運用

払い込まれた掛金は、将来お受け取りいただく共済金（解約手当金）お支払いに充てるため、共済資産として他の経理と区分して管理、運用されています。

